

# 松本一丁目自治会会則

(発足・名称・地区・事務所・会員・班)

第1条 この会は平成八年（1996年）四月一日に発足、松本一丁目自治会（以下「自治会」という。）と名称する。地区の範囲は松本一丁目及び飛び地をもって構成する。事務所は会長宅とする。会員は本会則に賛同するものによって組織される。班は戸建て住宅や集合住宅の戸数と近所の絆等を配慮して編成する。

(目的)

第2条 松本一丁目自治会会則（以下「会則」という。）は地区内居住者の親睦と共同福祉の増進を図り地区の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 自治会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 さいたま市及び他の自治会（団体）との連携に関する事
- 2 保健衛生及び環境保全に関する事
- 3 福祉・健康の増進及び親睦に関する事
- 4 平時の防災啓蒙、災害時の共助に関する事
- 5 文化醸成に欠かせない特色ある行事に関する事
- 6 街灯及び防犯に関する事
- 7 その他、自治会および住民にとって有益である事

(役員)

第4条 自治会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2～3名

会計 1名 副会計 1名

環境衛生部長 1名 副部長 1名

企画部長 1名 副部長 1名

広報部長 1名 副部長 1名

総務部長 1名 副部長 1名 追加

防犯部長 1名 副部長 1名

(部長・会計職あいうえお順)

監事 2名

理事 (班の数)

班長 (各班 1名)

(役員を選任)

第5条

- (1) 会長、部長、会計、監事は理事会において選任され、班長以上で構成する総会の承認を得て決定する。
- (2) 副会長、副会計は、理事会の承認を得て会長が決定する。
- (3) 各副部長は、理事会で選任され会長が決定する。
- (4) 理事、班長は班のなかから互選又は輪番で1名を選出する。

(任期)

第6条 役員の任期は2年(ただし、班長は1年)とする。なお、再選を妨げないものとする。

部長又は会計に欠員を生じた時は、原則として、副(部・会計)長の職にあるものが昇格するものとする。

(担当職務)

第7条

- (1) 会長は、自治会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) "会計は、会費の請求および活動に伴う収支の会計処理を担当する。  
金融機関に対しては会の代表者として登録し、口座管理の権限を一任される。"
- (4) 環境衛生部長は、地区の保健衛生、清掃活動やごみの減量化など環境保全に係る事業を担当する。
- (5) 企画部長は、盆踊り、運動会、研修、親睦旅行などさいたま市及び他の自治会(団体)との連携や住民間の親睦、文化醸成に欠かせない行事に係る事業を担当する。
- (6) 広報部長は、さいたま市及び他の自治会(団体)との連携を確実なものとするため、回覧板、掲示板の管理等、情報の共有に係る事業を担当する。
- (7) 総務部長は、副会長の補佐、各部間の調整および補完を行うとともに、平時の防災啓蒙、災害時の共助及び福祉・健康の増進に係る事業を担当する。
- (8) 防犯部長は、街灯の維持管理・防犯パトロール、防犯及び交通安全協会を担当する。
- (9) 監事は、自治会の予算執行状況、決算の監査を行う。
- (10) 副部長は、部長を補佐する。
- (11) 副会計は、会計を補佐する。
- (12) 理事は所属部の職務を執行する。
- (13) 班長は1年の持ち回りで班に所属する会員の自治活動を別途定める班長活動要領によって支援する。
- (14) この他の職務については、理事会で協議して決定する。
- (15) 会長・部長・会計・監事は任期終了または交代する場合、引継書・記録・資料等を年度別に作成整理して後任者がスムーズに職務遂行できるようにしっかり引き継ぎを行う。

(議決機関)

第8条 自治会の意思決定機関を次のように定める。

- 1 議決機関は、総会、理事会、部長会とする。
- 2 総会は年度開始の4月に、班長以上の職をもって構成し、最高の意志決定機関とする。
- 3 理事会は理事以上の職をもって構成し、日常活動の意志決定機関とする。
- 4 部長会は、部長以上の職(会長・副会長・各部長・会計)をもって構成し、自治会の日常活動で緊急を要するもの及びその他軽微なものを意思決定する。なお、会長は必要に応じて、他の理事を加えることができる。

(議決内容)

第9条

- (1) 総会は、会の主要人事、事業計画、予算、決算、会則、班編成、自治会費の改定、その他自治会長が必要と認めるものを議決する。
- (2) 理事会は、総会での議決案件の調整と作成及び総会での議決事項以外の案件を議決する。
- (3) 部長会は、自治会運営に必要な緊急を要するもの及びその他軽微なものを議決する。

(議決)

第 10 条 総会は、3分の2以上(ただし、委任状(様式1)を含む。)の出席で成立し、すべての議案は過半数以上の賛成で可決とする。(ただし、可否同数の場合は議長採決とする。)

(自治会費)

第 11 条 自治会費は月額250円とし、各半期1,500円、または1年分3,000円とし、班長が徴収し、会計が収納する。

(会計)

第 12 条 この会の経費は、自治会加入者の会費、助成金、寄附金、その他の収入をもって当てる。

(会計年度)

第 13 条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までを期間とする。

(会計報告)

第 14 条 会計報告は事前に監事の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

(備付帳簿)

第 15 条 自治会に次の帳簿を備えるものとする。

①会員名簿

②金銭出納簿

③会議録

金銭出納簿は、3年間保存するものとする。

附則 (平成8年(1996年)3月24制定)

- 1 この会則は、令和5年(2023年)4月1日から改訂施行する。
- 2 この会則の他に、文書管理規程、公印規程、その他を制定することができる。
- 3 この会則の実施に必要な事項は、実施要領で定めるものとする。

# 会則実施要領

## (総則)

自治会には安心安全なまちづくりと少子高齢化社会への対応が強く求められている。自治会活動は限られた人員、予算で地区住民の相互協力によって達成されるものである。事業の実施に当たっては絶えず見直しを行い、簡素効率的な組織運営できる自治会とするように努めなければならない。

## (目的)

第1条 この要領は、松本一丁目自治会（以下「自治会」という。）会則を施行するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

## (事業項目)

第2条 自治会の事業として次のものを実施するものとする。

- (1) 毎月 理事会 または 部長会
- (2) 年に数回 班長会（意見交換・連絡会・要援護者支援等）
- (3) 4月 自治会総会（班長以上の職にあるもの）
- (4) 年に数回 さいたま市 ごみゼロの日キャンペーン
- (5) 夏休みラジオ体操支援
- (6) 8月 盆踊り 松本自治連合会主催参加協力
- (7) 9月 敬老会 社会福祉協議会主催参加協力
- (8) 10月 防災訓練（松本自治連合会主催）  
田島小学校避難所運営訓練含む
- (9) 11月 運動会 松本自治連合会主催参加協力
- (10) 12月 松本自治会館 一斉清掃
- (11) 年に数回(2～4) 一斉清掃活動（クリーン作戦）
- (12) 松本一丁目自主防災組織の活動
- (13) その他、自治会で必要と認めるもの

## (新規事業)

第3条 新たな事業の実施や他団体への協力については、会長は理事会に図り、承認を得て実施するものとする。

## (他団体への協力)

第4条 自治会として、自治会の振興と会員の親睦を図るため、必要に応じて他団体の事業を支援、協力することができ、現在では次のようなものがある。

- (1) 「凧」上げ大会（青少年育成田島地区会）
- (2) 交通安全運動
- (3) 灯籠まつり（青少年育成田島地区会）
- (4) 田島小ふれあいフェスタ（田島小学校）
- (5) 違反広告物ボランティア撤去
- (6) 青色防犯パトロール
- (7) 田島小一斉下校パトロール
- (8) 別表2に掲載する委員活動

(9) その他、自治会で必要と認めるもの

(10) 他の団体一覧 別表1

(他団体への助成金)

第5条 他団体への助成金の交付に当たっては、自治会にとって真に必要なかどうかを理事会で審議し、予算計上する。また、会長は助成金が助成の趣旨並びに当該団体の目的にそって使用されているか監事をして、団体の帳簿を監査することができる。

(自治会費の徴収)

第6条 自治会費は、自治会会則第11条による他、集合住宅などで口座振込を希望する班は、口座振込で納入することができる。

(慶弔見舞金)

第7条 会員が死亡した場合は家族等受取人がいる場合のみ、一般会員は5千円、理事以上の現職は1万円の弔意金を支給する。会員が火災にあった場合は1万円の見舞金を支給する。

(基金の設置)

第8条 自治会は、収支状況に余裕のある場合は基金を設置することができる。

(例) 自治会館建設積立基金

(特別会計の投置)

第9条 自治会は、盆踊りや運動会、その他の事業について特別会計を設置し、事業を実施することができる。

(松本自治連合会との協力)

第10条 自治会は、健康の増進及び親睦を図ることを目的として、盆踊り、運動会、その他において、松本自治連合会と共同で事業を行うことができる。

(助成金)

第11条 自治会は、以下の助成金を受けることができる。

( )内は令和4年(2022年)度の例

日本赤十字社事務費交付金

(3,050円)

さいたま市自治会運営補助金

(700円×会員数+10,000円)

さいたま市衛生協力助成金

(110,700円)

さいたま市自主防災組織育成補助金

(249,850円)"

(支出)

第12条 自治会の主な支出項目は以下である。

( )内は令和4年(2022年)度の例

事務費  
会議費  
渉外費（交通費）  
環境衛生費  
研修費  
防犯・防災費  
慶弔見舞金  
高齢者福祉対策費  
負担金

日本赤十字社活動資金費	(100円×会員数)
西浦和地区自治会連合会会費	(150円×会員数)
松本自治連合会費	(450円×会員数)
松本自治会館建設積立基金	(250,000円)
青少年育成田島地区会分担助成金	(20,000円)
浦和交通安全協会西浦和支部助成金	(100円×会員数)
西浦和消防団分担金	(60円×会員数)
さいたま市社会福祉協議会一般賛助会費	(150円×会員数)
田島中学校後援会会費	(20,000円)
南区自主防災組織連絡協議会会費	(2,000円)
市南区防犯パトロール協議会協賛金	(1,000円)
南区自治連合会会費	(22,000円)
赤い羽根共同募金費	(100円×会員数)
歳末助け合い募金	(5,000円)
南区自治連合会新春懇親会	(3,000円)
さいたま市自主防災防災組織連絡協議会会費	(2,000円)

附則 (平成8年(1996年)3月30日制定)

この要領は令和5年(2023年)4月1日から改訂施行する。

#### 別表1 他の団体

- (1) 青少年育成さいたま市民会議田島地区会  
略称(育成会または田島地区会)
- (2) 西浦和地区自治会連合会
- (3) 浦和交通安全協会西浦和支部
- (4) さいたま市消防団西浦和消防分団
- (5) 西浦和地区社会福祉協議会
- (6) 内谷氷川神社禮大祭
- (7) 田島小学校
- (8) 田島中学校後援会

- (9) 埼玉県警察（青色防犯パトロール）
- (10) さいたま市（違反広告物ボランティア撤去）
- (11) 松本自治連合会
- (12) さいたま市南区自治会連合会
- (13) さいたま市自治会連合会
- (14) さいたま市自主防災組織連絡協議会
- (15) さいたま市南区防犯パトロール協議会

別表2 委員活動

( )内は令和4年度の例

- (1) 地域防犯推進委員（5人）
- (2) 違反広告物ボランティア撤去員（5人）
- (3) クリーンさいたま推進員（3人）
- (4) 青少年育成田島地区会委員（6人）
- (5) 松本自治連合会理事（9人）
- (6) 西浦和地区自治会連合会委員（5人）
- (7) 西浦和地区青色防犯パトロール員（10人）
- (8) さいたま市防災アドバイザー（5人）
- (9) さいたま市防災ボランティアコーディネーター（5人）
- (10) 選挙立会人（2人）
- (11) 浦和交通安全協会西浦和支部役員（3人）
- (12) さいたま市消防団西浦和消防分団員（0人）
- (13) 民生児童委員（2人）

付記

委任状様式1

委任状

松本一丁目自治会長殿

〇〇年度総会に議決に関する一切の権限を貴殿に委任します。

住所 一丁目〇-〇

氏名 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇月〇日

委嘱状様式2

委嘱状

〇〇 〇〇殿

あなたを松本一丁目自治会 〇〇に委嘱します。

〇〇年〇月〇日

松本一丁目自治会長

〇〇 〇〇 印"